

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 中国財務局長

【提出日】 平成25年 1月31日

【会社名】 広島電鉄株式会社

【英訳名】 Hiroshima Electric Railway Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 椋田 昌夫

【本店の所在の場所】 広島市中区東千田町二丁目 9番29号

【電話番号】 082(242)3542

【事務連絡者氏名】 経理管理グループマネジャー 岡田 茂

【最寄りの連絡場所】 広島市中区東千田町二丁目 9番29号

【電話番号】 082(242)3542

【事務連絡者氏名】 経理管理グループマネジャー 岡田 茂

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

1 【提出理由】

当社は、平成25年1月30日開催の取締役会において、当社の100%子会社である広電不動産株式会社（以下「広電不動産」といいます。）を吸収合併することを決議し、同日付で広電不動産との間で平成25年4月1日を効力発生日（予定）とする吸収合併契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 当該吸収合併の相手会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	広電不動産株式会社
本店の所在地	広島市中区東千田町二丁目9番29号
代表者の氏名	代表取締役社長 名越 元
資本金の額	120百万円（平成24年3月31日現在）
純資産の額	620百万円（平成24年3月31日現在）
総資産の額	2,328百万円（平成24年3月31日現在）
事業の内容	不動産賃貸業

最近3年間に終了した各事業年度の営業収益、営業利益、経常利益及び当期純利益

決算期	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
営業収益（百万円）	649	574	538
営業利益又は営業損失（ ）（百万円）	47	15	33
経常利益又は経常損失（ ）（百万円）	31	24	48
当期純損失（ ）（百万円）	284	25	51

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（平成24年9月30日現在）

大株主の名称	発行済株式数の総数に占める大株主の持株数の割合
広島電鉄株式会社	100%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社が100%出資する連結子会社です。
人的関係	当社の取締役が広電不動産の取締役、監査役を兼務しております。
取引関係	土地の賃貸借の取引があります。

(2) 当該吸収合併の目的

当社グループにおける当社及び広電不動産が営む不動産賃貸業について、各々が保有する賃貸用資産を一括して管理し、営業活動を行うことにより、当該事業の効率的な経営を実現することを目的としております。

(3) 当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容、その他の吸収合併契約の内容

吸収合併の方法

広電不動産を消滅会社とし、当社を存続会社とする吸収合併です。

なお、本合併は、当社においては会社法第796条第3項の規定による簡易合併に該当し、広電不動産においては会社法第784条第1項の規定による略式合併に該当するため、各々における合併契約に関する株主総会の承認決議を経ずに行う予定であります。

吸収合併に係る割当ての内容

本合併は完全親子会社間で行われるため、本合併に際して、株式の割当てその他の対価の交付は行いません。

その他の吸収合併契約の内容

当社及び広電不動産が平成25年1月30日付で締結した吸収合併契約書の内容は以下のとおりであります。

合併契約書（写）

広島電鉄株式会社（以下「甲」という。）及び広電不動産株式会社（以下「乙」という。）は、合併することに同意し、以下のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下「本合併」という。）し、甲は、乙の有する権利義務の全部を承継する。

第2条（合併当事者）

本合併にかかる吸収合併存続会社である甲並びに吸収合併消滅会社である乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲 広島電鉄株式会社

広島市中区東千田町二丁目9番29号

(2) 乙 広電不動産株式会社

広島市中区東千田町二丁目9番29号

第3条（合併対価の交付及び割当て）

甲は、本合併に際し、乙の株主に対し、一切の対価を交付しない。

第4条（効力発生日）

本合併の効力発生日は、平成25年4月1日とする。但し、合併手続の進行に応じて必要があるときは、甲乙協議し合意の上、これを変更することができる。

第5条（資本金及び準備金）

本合併により、甲の資本金及び準備金は増加しない。

第6条（合併承認株主総会）

- 甲は、会社法第796条第3項の規定により、株主総会の承認を得ないで本合併を行う。
- 2 乙は、会社法第784条第1項の規定により、株主総会の承認を得ないで本合併を行う。

第7条（会社財産の引継ぎ）

乙は、効力発生日において、平成25年3月31日現在の乙の貸借対照表、その他同日現在の計算を基礎として、これに効力発生日の前日までの増減を加味した一切の資産、負債及び権利義務を甲に引継ぎ、甲は、これを承継する。

第8条（従業員の引継ぎ）

- 乙は、効力発生日において、平成25年3月31日現在の乙の従業員の全員を、甲の従業員として甲に引継ぎ、甲は、これを承継する。
- 2 前項に定める従業員の処遇にかかる詳細細目については、別途甲乙協議し合意の上、書面により定める。

第9条（会社財産にかかる善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日までの間において、それぞれ善良なる管理者の注意をもって業務を執行し、財産管理の運営を行い、重要な財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす恐れのある行為については、予め甲乙協議し合意の上、これを行う。

第10条（変更・解除）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変更を生じたとき、その他本契約の履行が困難となったときは、甲乙協議し合意の上、本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、法令に基づき本合併に必要な関係官庁等の承認が得られなかったときは、効力を失うものとする。

第12条（協議事項）

本契約に定める事項の他、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議し合意の上、これを定める。

本契約の成立を証するため、本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲は原本を、乙は原本の写しを保有する。

平成25年 1月30日

甲
広島市中区東千田町二丁目 9 番29号
広島電鉄株式会社
代表取締役社長 椋田 昌夫

乙
広島市中区東千田町二丁目 9 番29号
広電不動産株式会社
代表取締役社長 名越 元

(4) 吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠

本合併に際して、株式その他の対価の交付を行わないため、該当事項はありません。

(5) 当該吸収合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額及び事業の内容

商号	広島電鉄株式会社
本店の所在地	広島市中区東千田町二丁目 9 番29号
代表者の氏名	代表取締役社長 椋田 昌夫
資本金の額	2,335百万円（平成24年 3月31日現在）
純資産の額	29,053百万円（平成24年 3月31日現在）
総資産の額	75,926百万円（平成24年 3月31日現在）
事業の内容	鉄軌道事業、自動車事業、不動産賃貸業、不動産販売業